



栃木県公報

令和6(2024)年
9月3日(火)
第534号

目次

告示

○令和6(2024)年度後期技能検定試験の実施	665
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	668
○同	669

告示

栃木県告示第431号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和6(2024)年後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6(2024)年9月3日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、金属材料試験(組織試験作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(ただし、光学機器製造(光学機器組立て作業)及びカーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)

- (4) 単一等級
電子回路接続（電子回路接続作業）
- (5) 等級区分等
技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

（ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上12,100円以内とする。）

イ 実施期日

令和6（2024）12月5日（木）から令和7（2025）年2月16日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和6（2024）年11月28日（木）に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） (2) 3級 シーケンス制御（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）	令和7（2025）年 1月26日（日）
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業）	令和7（2025）年 2月2日（日）

及び機械製図CAD作業) (3) 3級 機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)	
(1) 1級及び2級 金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及び塗装(鋼橋塗装作業) (2) 3級 機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)及びテクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業) (3) 単一等級 電子回路接続(電子回路接続作業)	令和7(2025)年 2月9日(日)

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10(県庁舎西別館)

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和6(2024)年10月7日(月)から同月18日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日 令和7(2025)年3月14日(金)

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、令和7(2025)年3月14日(金)付けで合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が令和7(2025)年3月14日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、試験の得点の開示を受けることができる。この場合、受験者本人であることを証明できる書類(運転免許証等の身分証明書及び受験票又は合格通知)を持参すること(代理人は不可)。電話による開示には応じられない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開示期間：令和7(2025)年3月14日(金)から同年4月11日(金)まで

平日午前8時30分～午後5時15分受付

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)

栃木県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県鹿沼土木事務所において縦覧に供する。

令和6(2024)年9月3日

栃木県知事 福田 富一

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 中ノ畑ⅡC

2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
鹿沼市	草久	中ノ畑	4039番1	1号
同	同	同	167番5	2号
同	同	同	378番1	3号
同	同	同	386番2	4号
同	同	同	387番	5号
同	同	同	388番	6号
同	同	同	4036番	7号及び8号
同	同	山根	4040番	9号から11号まで及び13号から16号まで

鹿沼市	草久	中ノ畑	4038番1	12号
-----	----	-----	--------	-----

栃木県告示第433号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県大田原土木事務所において縦覧に供する。

令和6(2024)年9月3日

栃木県知事 福田 富一

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称 如来
- 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から31号までを順次結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
大田原市	須賀川	切伏	3356番1	1号
同	同	穴入久保	5092番1	2号、3号及び6号
同	同	堂ノ入	3361番1	4号及び5号
同	同	同	3368番	7号及び8号
同	同	同	3367番1	9号及び12号
同	同	同	3367番9	10号及び11号
同	同	如来上	3369番	13号及び14号
同	同	同	3371番1	15号から17号まで
同	同	如来	3263番2	18号
同	同	同	2970番	19号
同	同	同	2969番	20号及び21号
同	同	同	2964番	22号
同	同	山口	2956番	23号
同	同	同	2954番1	24号
同	同	切伏	2953番1	25号
同	同	同	2952番3	26号
同	同	同	2947番1	27号及び29号
同	同	同	2948番	28号
同	同	同	2944番4	30号
同	同	同	3355番1	31号

(砂防水資源課)